

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

令和7年度第1回美里町スポーツ推進審議会

2 開催日時 令和8年1月13日（火）午後1時30分から午後3時00分まで

3 開催場所 美里町中央コミュニティセンター 第2研修室

4 会議に出席した者

（1）委員

武田高誠会長、吉城智副会長、戸羽康雄委員、伊藤美智子委員
鈴木徹委員、早坂美名子委員

（2）事務局

まちづくり推進課長	高橋憲彦
主幹	尾形賢太
生涯学習係長	小林晃太郎
主事	間宮義雅

5 議題及び会議の公開・非公開の別 公開

6 非公開の理由

7 傍聴人の人数 0人

8 会議資料 別紙のとおり

9 会議の概要

町長から諮問された事項を審議するため、議事（1）令和8年度補助金等要請書についてから（4）その他について順次意見をいただいた。

<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>本日はお忙しい中、御参会いただきまして誠にありがとうございます。 ただ今から令和7年度第1回美里町スポーツ推進審議会を開会いたします。 開会にあたりまして、相澤町長から御挨拶申し上げます。</p>
<p>町長</p>	<p>(町長挨拶)</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、会議の成立について御報告申し上げます。本日の会議には委員総数8人中、6人の御出席をいただいております、委員総数の2分の1以上が出席しているため、美里町スポーツ推進審議会条例第5条第2項の開催要件を満たしていることを報告します。 また、当審議会は、美里町附属機関等の会議の公開に関する規則により、原則として公開することになっておりますので、予め御了承願います。 それでは、ここで、町長から当審議会に対して諮問を行います。町長が諮問書を読み上げ、武田会長にお渡しいたします。 武田会長、その場に御起立願います。</p>
<p>町長</p>	<p>～諮問書読み上げ～</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>町長からの諮問を終わります。 なお、町長は他の公務により、ここで退席となります。 ありがとうございました。</p>
<p>町長</p>	<p>～退席～</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>それでは、次第3の議事に入ります。 美里町スポーツ推進審議会条例第5条第1項の規定により、会議の議長は会長が務めることと定められておりますので、武田会長にお願いいたします。</p>
<p>議長 (武田会長)</p>	<p>それでは、よろしくお願います。 最初に、会議録について、前回と同じく要約筆記でよろしいか伺います。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) 次に、会議録署名委員及び会議録書記を選出します。 会議録署名委員については、以前から名簿の順番とさせていただいておりますので、前は鈴木委員と早坂委員でしたので、今回は伊藤委員</p>

	<p>と古城委員にお願いします。会議録書記については、事務局にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議事（１）「令和８年度補助金等要請書について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (小林係長)	<p>事務局より説明をさせていただきます。</p> <p>～説明～</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長 (武田会長)	<p>只今、事務局から、令和８年度補助金等要請書について説明がございましたが、御意見や御質問はございませんか。</p>
議長 (武田会長)	<p>御意見や御質問がないようですので、各団体への補助金は妥当ということで調製させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは次に、議事（２）「地域スポーツクラブ支援業務について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (小林係長)	<p>事務局より説明をさせていただきます。</p> <p>～説明～</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長 (武田会長)	<p>只今、事務局から、地域スポーツクラブ支援業務について説明がございましたが、御意見や御質問はございませんか。</p>
事務局 (高橋課長)	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。</p> <p>～説明～</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長 (武田会長)	<p>只今、事務局から、地域スポーツクラブ支援業務について説明がございましたが、御意見や御質問はございませんか。鈴木委員からなにかございませんか。</p>
鈴木委員	<p>部活動地域展開をする上で、スポーツ少年団で補えないのかとよく言われますが、スポーツ少年団には規定があり、規定を満たさない人達はスポーツ少年団では救いきれないことから、地域スポーツクラブは必要であり、地域スポーツ支援業務をしております。先週の金曜日、美里中学校で第１回目の相談窓口を設置し、野球の団体からは少ない人数でも野球ができる環境を作るとの話を受けました。来週の金曜日にも美里中</p>

	<p>学校に相談窓口を設置し、放課後にワークショップを実施いたします。</p> <p>子どもたちが迷いなく体を動かせるような環境を作っていきたいです。</p>
議長 (武田会長)	<p>地域スポーツクラブ支援業務について、情報が町民の方に伝わっていないため周知も必要だと考えます。</p>
早坂委員	<p>スポーツ少年団は10人未満だと登録できないとのことでしたので、少ない人数でも参加できるように考えていく必要があると思いますが。</p>
事務局 (高橋課長)	<p>町で進めている地域クラブ活動は、人数制限がございません。部活動が平日以外活動できなくなるため、町で地域クラブ活動という団体を新たに作ったらどうかと考え、地域クラブ活動に登録していただく制度を作っています。部活動で活動していた人が、仮に同じ種目もしくは別の種目で活動したいと考えたときに、町で登録制度を設けた地域クラブ活動に入っていただけであれば良いという状況になっております。</p>
吉城委員	<p>部活動の活動時間は週に何時間という制限があるため、土日は休みとなっておりますが、ソフトテニス協会は学校と話をしながら部活動地域展開をして土日にも活動しています。</p>
早坂委員	<p>場所はどこで練習していますか。</p>
事務局 (高橋課長)	<p>活動する場所は、基本的には学校を使うというのが主な流れとなっております。学校以外も可能となっております。スポーツのみではなく、吹奏楽なども学校で活動しており、団体ごとに活動する場所、かかる費用等も地域クラブ活動では自分達で決めることができる制度となっております。</p>
戸羽委員	<p>スポーツ少年団、それぞれの競技の協会に加えて地域クラブ活動もできるという認識であっておりますか。</p>
事務局 (高橋課長)	<p>その認識であっております。</p> <p>活動する団体の指導者、活動場所、活動規模にも様々なパターンがあるため、それぞれのニーズに合った団体に入ることができる点が、地域クラブ活動の良いところだと考えております。</p>
伊藤委員	<p>指導者がたくさん必要になるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>指導者確保が以前から問題になっていたため、県では指導者になりう</p>

(高橋課長)	る方の人材バンク制度がございます。
吉城委員	指導者資格の研修会に参加すると修了書をいただくことができ、人材バンクに登録するかしないか選ぶこともできます。
早坂委員	地域クラブ活動についての説明であった10団体というのはどういうことですか。
事務局 (小林係長)	10団体というのは地域クラブ活動団体の年間登録数の目標数を表しております。現在登録団体は6団体ですが、10団体を目指していただきます。10団体を越えた時点でやめるわけではありません。
事務局 (高橋課長)	地域クラブ活動は1年ごとに登録をしてもらうことになっております。理由としては、生徒の学年が上がるごとにその年の部活動の生徒数も変わり、指導者や活動規模、活動費用等も毎年変化するため、地域クラブ活動の継続の有無を含め、1年ごとに登録してもらうこととしております。
議長 (武田会長)	<p>そのほか、御意見や御質問はございますか。御意見や御質問がないようですので、ここで委員の皆様にお伺いします。只今御意見があった内容を答申に反映させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>今回出た御意見を当審議会からの答申とさせていただきたいと思えます。</p> <p>なお、今回の御意見を反映した答申につきましては、会長と事務局で調整した上で答申させていただきたいと思えますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは次に、議事(3)「学校部活動の地域展開に係る活動状況報告書ついて」事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (小林係長)	<p>事務局より報告をさせていただきます。</p> <p>～報告～</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p>
議長 (武田会長)	只今、事務局から、学校部活動の地域展開に係る活動状況報告書ついて報告がございましたが、御意見や御質問はございませんか。

早坂委員	資料3の4にある表に各団体の代表者の名前は記載しないのですか。
事務局 (小林係長)	記載しておりませんが、代表者の中には指導資格を持っている人もいるため、代表者を含む人数を指導者数に記載しております。中には名前だけの代表者もおります。
早坂委員	美里サウンズさんは指導者以外にも親の会で活動を進めているが、それはどうしてですか。
事務局 (小林係長)	美里サウンズさんは、生徒の保護者に宮城県地域クラブ活動指導者が1名いるため、地域クラブ活動が可能になっているためです。
事務局 (高橋課長)	地域クラブ活動は、宮城県地域クラブ活動指導者以外にもその競技や活動の指導することができる資格をお持ちであれば、地域クラブ活動としての登録を可能としております。
早坂委員	地域クラブ活動の活動場所によって、使用料はどのようになっていくかお聞きしたいです。
事務局 (高橋課長)	町の地域クラブ活動に登録いただいた団体については、公共施設の使用料減免の措置を取っております。
早坂委員	文化会館を地域クラブ活動で使用する際は、町から減免を受けているという認識であっていますか。
事務局 (高橋課長)	そのような認識であっております。
議長 (武田会長)	地域クラブ活動団体の設立の届が必要になってくると思いますが、窓口は町という認識であっていますか。
事務局 (高橋課長)	支援業務としてスポーツ協会にお願いしている部分については、町に登録を申請する前の段階の相談や申請書の書き方であり、提出は町にさせていただくことになっております。地域クラブ活動は制度的なものを含めて、相談した中で決められると思いますので、スポーツ少年団やスポーツ協会に加盟されている団体が受け皿になりうると思いますので、そういった意味でこの支援業務については、スポーツ協会にやっていただくのが一番効率的ではという判断でさせていただいておりますので、引き続き来年度以降も同じような形でさせていただけたらというところでございます。

議長 (武田会長)	<p>その他、御意見や御質問はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは次に、議事(4)その他について、事務局お願いします。</p>
事務局 (小林係長)	<p>事務局より説明させていただきます。</p> <p>～説明～</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長 (武田会長)	<p>その他について、御意見や御質問はございませんか。</p>
早坂委員	<p>スポーツ基本方針の1～4まですべてにスポーツという言葉が入っていますが、文化部もスポーツ基本方針に含まれるため、なぜ文化部等の言葉がないのか教えてほしいです。</p>
事務局 (高橋課長)	<p>スポーツ推進基本方針3に記載があります、スポーツによる共生社会の実現にインクルーシブという言葉があり、そちらの方で文化部も含んだ形となっております。</p>
早坂委員	<p>スポーツ基本方針が公表されたときには、町はスポーツだけだとみられてもおかしくないため、別の機関で基本方針と並ぶような文化・芸術の推進をするものが必要だと思いました。</p>
議長 (武田会長)	<p>貴重な御意見ありがとうございました。</p> <p>その他、御意見や御質問はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>御意見や御質問がないようですので、本日の会議はここまでとさせていただきます。</p> <p>それでは、今後も引き続き美里町のスポーツ推進に関する事項について、協議してまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日予定の議事の一切を終了いたします。</p> <p>それでは、事務局にお戻しいたします。</p>
事務局 (高橋課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和7年度第1回美里町スポーツ推進審議会を終了いたします。</p> <p>本日はお忙しい中、御参加いただき大変ありがとうございました。</p>

【午後3時00分閉会】